

## 消費税増税前ファイナルチェック！

消費税増税まで残り1ヶ月！軽減税率など前回の増税と異なる点もあります。ご自社の準備は大丈夫でしょうか。

対象	項目	内容
軽減税率 飲食 小売	レシート・請求書は軽減税率に対応した区分記載請求書等になっているでしょうか。 	<p>①軽減税率の対象品目を明示(※印など) ②税率ごとの合計額を表示</p> <p>レジや受発注システムの改修には本年9/30までの購入については補助金があります。</p> <p>「区分記載請求書」 (イメージ) 請求書 〇〇御中 ◎年〇月分 21,800円 (税込) □月1日 牛肉 2kg※ 5,400円 □月8日 割りばし4組 5,500円 合計 21,800円 ② (10%対象 11,000円) (8%対象 10,800円) △△(株) 「※」は軽減税率対象であることを示します。</p>
	メニューや料金表は10%改定後のものを用意されていますか。	メニューを10%表示に変更する準備はお済みですか。飲食店のテイクアウトの場合は8%となりますので表示方法に注意する必要があります。詳細は政府広報などでご確認ください。
	消費税増税に対する景気対策としてキャッシュレス決済の際のポイント還元制度が始まります。	自社のお店がポイント還元の対象となるには加盟店IDの発行が必要になります。利用されているカード会社などにお問い合わせください。
全業種	受発注システム、会計ソフトは消費税率10%に対応していますか。	自社は軽減税率対象品目がないという会社でも、受発注システムや会計ソフトは10%対応版でしょうか。10/1以降に10%の入力が可能か、ご確認ください。
	未締め以外の得意先の10月分の請求書対応は大丈夫ですか。	9月分の8%と10月分の10%を1枚の請求書で発行できない場合、9月分と10月分を分けて発行して、合計表を添付するなどの準備をしてください。
	今回も経過措置(10/1以降も旧税率8%のままとする措置)があります。	請負工事などで指定日(H31.3.31)以前に契約したものは、経過措置の対象取引となり、8%での請求となります。支払リース料のうちファイナンス・リースは契約時期により税率が異なりますので、これらを把握する必要があります。
	税率ごとに区分記載されたレシート・請求書等の内容確認が必須です。	レシートや請求書を確認して、例えば従業員用お茶や贈答用お菓子など食品が含まれる場合、税率ごとに分けて会計ソフトに入力する必要があります。今まで以上に内容確認が必要になります。仮払精算書などを税率ごとに区分しないと確認が二度手間になるかもしれません。
	家賃の受け取りや支払いは10月分から変更になります。前受けや前払いの家賃としている場合、9月末からの金額変更が必要になります。	受取時、支払時の家賃について、引落金額や振込金額は変更されているでしょうか。
	消費税増税後に増税分の取引金額の減額を要求されたり、税込価格のまま変更しないなどありませんか。	「消費税転嫁対策特別措置法」により禁止されています。中小企業が大手の取引先から、このような要求を受けた場合、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設けられています。